

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、20歳になった昭和47年10月から平成6年2月までの国民年金保険料はすべて納付していたものと思っていたが、ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

昭和50年8月から1年半余り、他県に働きに行っていたが、A市にいたころよりも収入が10万円ほど高かったし、国民年金保険料相当額を含めて実家に送金していたので、実家の家族が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたものと思う。

実家の兄夫婦は、申立期間について、国民年金保険料納付済期間とされているのに、私にだけ、6か月もの未納期間があることは考えられない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間である上、社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和48年4月から50年9月までの国民年金保険料の納付日は、当時、同居していた申立人の兄夫婦と同一日であり、申立期間直後の昭和51年度から53年度までの期間及び55年度に係る国民年金保険料が前納されていることが確認でき、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、「昭和50年8月から1年半余り、他県に働きに行っていたが、A市にいたころよりも収入が10万円ほど高かったし、国民年金保険料相当額を含めて実家に送金していた。」としているところ、申立

人が他県に働きに出ていたとする昭和50年8月から52年2月ごろまでの期間について、戸籍の附票により申立人の住民票上の住所に異動は無かったこと、及び社会保険庁の特殊台帳により申立期間前後の50年9月及び51年4月に申立人の国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、「申立人の国民年金保険料は、申立人の母親が納付していた。」とする申立人の兄の元妻の証言を踏まえると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎厚生年金 事案 360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月16日まで

私は、平成2年3月にA社に事務員として入社し、A社が事実上倒産した6年6月15日まで勤務していた。ところが、社会保険庁の記録では、私のA社における厚生年金保険加入記録は2年3月1日から6年5月31日までとなっている。

しかし、私が所持している給与明細で確認したところ、平成6年5月分の給与から厚生年金保険料が控除されており、A社から最初に支給された2年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、6年5月分の給与から控除されている保険料は、同年5月分の保険料が控除されたものと思う。

平成6年5月分の給与から控除された保険料は事業主から返還されていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は平成2年2月23日から6年6月15日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、申立人が所持している当該事業所の名称が記載された給与支給明細書において、2年3月分から6年5月分までの申立人の給与から厚生年金保険料が継続し

て控除されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、当該事業所は、平成6年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、その当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件は、法人の事業所又は事務所で常時一人以上の従業員を使用するものとされており、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の「A社には、申立人と一緒に平成6年6月15日まで社員として勤務していた。」とする証言から、当該事業所は、申立期間において、厚生年金保険を適用すべき事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している平成6年5月分の給与支給明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から60年3月まで

私は、高校を卒業後、実家から通える会社に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったため、私が20歳になった昭和54年*月ごろに母親から国民年金に加入するよう勧められた。その当時、母親はA社に勤務し、市役所にも頻繁に行っていたので、国民年金の加入手続を母親に頼んだ。申立期間の国民年金保険料は、母親が市役所内の銀行で納付してくれていたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額、納付方法等に関する申立人の母親の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和60年11月5日であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から44年3月まで
私が20歳になった時から、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間について、母親には国民年金の納付記録があるのに、私の国民年金の納付記録が無いことに納得がいかない。
申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月ごろに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月及び同年11月

ねんきん特別便が届き、昭和49年10月及び同年11月の2か月分の国民年金保険料が納付済期間となっていないことが分かった。その当時の保険料の納付方法は、1期（3か月）単位で納付するものであったことから、50年1月24日に、昭和49年度第3期分の国民年金保険料として、申立期間を含む49年10月から同年12月までの保険料を納付したはずである。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄にA市から交付された「国民年金保険料納付案内書兼領収証書」のうち3期と印刷された領収証書の部分（当該領収証書の部分には昭和50年1月24日の日付で金融機関の領収印が押されている。）を切り取って貼っていることを根拠に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、i) 申立人が提出した切り貼りされた領収証書片では、納付期間及び納付金額が確認できないこと、ii) 申立人は、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録により、昭和49年12月26日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入者は、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得できないこと、iii) 48年5月に国民年金に加入した者が所持しているA市から交付された「国民年金保険料納付案内書兼領収証書」を見ると、期別欄の1期（4月～6月分）と印刷された箇所のうち「4月」を「5月」に手書きで修正し、納付額欄に当時の2か月分の国民年金保険料

額である「1100 円」、2 期以降の納付額欄に当時の 3 か月分の国民年金保険料額である「1650 円」とゴム印がそれぞれ押されていることを踏まえると、申立人が被保険者資格を取得した昭和 49 年度においても同様の取扱いが行われていたものと考えられ、申立人が申立ての根拠としている 3 期と印刷された領収証書片は、49 年 12 月分の国民年金保険料が 49 年度の 3 期分として納付されたものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 1 日から 23 年 12 月 4 日まで

夫は、年金の受給手続きをした時に、申立期間に係る A 社の厚生年金保険の加入記録が無いことに気付いたので、そのことを社会保険事務所の窓口申し出たが、「加入期間も長く、既に年金受給資格があるので、いいでしょう。」と言われ、そのままになったことを亡くなるまで言い続けていた。夫が、申立期間において A 社に勤務していたことは間違いないと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、『申立期間に A 社に勤めていたのに、記録が無いのはおかしい。』と亡くなるまで言い続けていた。」と主張しているところ、当時、申立人が一緒に A 社に勤務していたとする同僚についても、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間当時、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えていないほか、A 社から事業を継承した B 社の総務担当者は、「昭和 40 年以前の資料は、水害で残っておらず、申立人が A 社に在籍していたかどうかは分からない。」としており、申立人が、申立期間において、A 社に在籍していた事実を確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和 23 年 7 月 1 日から同年 12 月 4 日までの期間については、C 社に係る被保険者記録が確認できる上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、申立人と同様に C 社において同年 7

月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、C社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた6人のうち2人は、いずれも「申立人は運転手として勤務していた。」と証言しており、そのうちの1人は、「勤務していたのはC社ではなく、A社であった。」と主張していたものの、状況を説明したところ、「自分の勘違いがあったかもしれない。」としている上、A社及びC社に係る閉鎖登記簿謄本並びに社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、i) 申立期間当時、両社は近接した場所に所在していたことが確認できること、ii) C社の役員5人のうち4人がA社に係る厚生年金保険の被保険者であることが確認できるほか、前述の6人のうち1人は、「C社は、A社の中にあつた一つの部門が独立したものである。」と証言していることを踏まえると、申立人は、勤務していた事業所を勘違いしていた可能性を否定できない。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、社会保険庁の記録では、C社は、昭和 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち 21 年 6 月 1 日から 23 年 4 月 1 日までの期間において、C社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、C社に係る被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和 23 年 7 月 1 日）はオンライン記録と一致し、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間において欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。